各 郡市等医師会担当理事 殿

大分県医師会常任理事 井 上 雅 公

季節性インフルエンザ感染症及び新型コロナウイルス感染症に 係る定期の予防接種について

今般、厚労省より標記事務連絡が発出された旨、日本医師会から別紙の とおり周知方依頼が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会 関係医療機関に対する周知方ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。 都道府県医師会 担当理事 殿

> 日本医師会常任理事 江澤和彦 笹本洋一 (公印省略)

季節性インフルエンザ感染症及び新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)及び介護保険担当主管部(局)宛に 下記2件の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係 医療機関への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 季節性インフルエンザ感染症及び新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種の実施にあたっての留意点等について

本事務連絡では、医療機関が留意すべき事項として3点示されています。

- ① 新型コロナワクチンの接種対象者に対する説明の際に留意すべき点
- ② 副反応疑い報告制度について
- ③ 予防接種健康被害救済制度について

接種対象者への説明等に当たっては、必要に応じて参考資料もご活用ください。

2. 季節性インフルエンザ感染症及び新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種について

本事務連絡の概要は以下のとおりです。

- 新型コロナウイルス感染症は高齢者の重症化リスクが高く、年齢が高いほど疾病 負荷が高いことから、高齢者施設等の入所者等への定期接種の機会の確保が重要 であること。
- 自治体は、定期接種の対象となっている入所者等がワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することのないよう、情報提供資材等を活用し、対象者等への周知にご協力いただくよう貴管下の市町村及び高齢者施設等への周知を徹底すること。

【参考資料】

(1) 新型コロナワクチン定期接種に関する情報提供資材(出典:厚生労働省) 下記リンク先又は二次元コードからダウンロードができます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_covid-19-resources.html



(2) 5社の新型コロナワクチンの被接種者向けガイド、医療従事者向け RMP 資材、被接種 者向け RMP 資材等の掲載ホームページ(出典:独立行政法人医薬品医療機器総合機構)

製造販売業者	資料掲載ホームページ		
ファイザー株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341D		
モデルナ・ジャパン株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341E		
第一三共株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341M		
Meiji Seika ファルマ株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341P		
武田薬品工業株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341G		

(3) 新型コロナワクチンQ&A (出典:厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa.html

- (4) 定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて
 https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/hukuhannou_houkoku/kanrentuuti.html
- (5) 予防接種健康被害救済制度について
 - 1) 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyuusai.html
 - 2) リーフレット

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000912784.pdf

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

季節性インフルエンザ感染症及び新型コロナウイルス感染症に係る 定期の予防接種について(協力依頼)

厚生労働行政の推進につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、季節性インフルエンザ感染症及び新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種(周知依頼)について、各都道府県、市町村、特別区、衛生主管部(局)宛、各都道府県、指定都市、中核市介護保険担当主管部(局)宛に事務連絡を発出いたしました。

つきましては、貴会会員の皆様に対する周知についてもご協力いただきますようお 願い申し上げます。 都道府県市町村特別区

衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省健康·生活衛生局感染症対策部予防接種課 厚生労働省医薬局医薬安全対策課

季節性インフルエンザ感染症及び新型コロナウイルス感染症に係る 定期の予防接種の実施にあたっての留意点等について(依頼)

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 季節性インフルエンザ感染症及び新型コロナウイルス感染症の予防接種は、予防接種法 (昭和23年法律第68号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく定期の予防接 種(以下「定期接種」という。)として、各医療機関等で順次接種が可能となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の定期接種には、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論を踏まえ、ファイザー株式会社、モデルナ・ジャパン株式会社、第一三共株式会社、Meiji Seika ファルマ株式会社及び武田薬品工業株式会社の5社から供給されている新型コロナワクチン(以下「5社の新型コロナワクチン」という。)を使用することとしているところ、5社の新型コロナワクチンについては、昨年と同様にmRNA ワクチン(レプリコンワクチンを含む)や組換えタンパクワクチンといった複数のモダリティ(創薬の手段・方法や、それに基づく医薬品の分類)があり、モダリティにより5社の新型コロナワクチンの特性が異なるといった事情があります。

貴部局におかれましては、これらの状況を踏まえ、定期接種の対象者が季節性インフルエンザ及び新型コロナワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することのないようご配慮いただくとともに、下記にお示しする、定期接種の実施において重要な点をご確認の上、対応に遺漏なきようお願いいたします。

あわせて、医療機関等に対する情報を別添のとおり整理しておりますので、内容について 御了知いただくとともに、管下の医療機関等に対して周知をお願いいたします。

なお、新型コロナワクチンの情報提供資材(下記の5.参考資料)については、今後も新たな資材を作成し、随時、厚生労働省ホームページに掲載する予定です。

1. 自治体から新型コロナワクチンの接種対象者に対する説明の際に留意すべき点

新型コロナウイルス感染症の定期接種の実施にあたり、接種対象者が自ら接種する新型コロナワクチンを選択することが可能となるよう、各自治体で取扱いのある新型コロナワクチンについて、その種類も含め、ホームページ等において情報提供を行っていただくようお願いいたします。ホームページ等での周知にあたっては、「5.参考資料」に掲載しているリーフレットやQ&Aを適宜ご活用くださいますようお願いいたします。

また、自治体によっては対象者に接種券を配布しない場合もあると承知しておりますので、 接種券が届かない場合であっても、新型コロナワクチン接種は可能である旨を自治体のホームページ等に掲載する等、あわせて周知いただきますようお願いいたします。

なお、「5.参考資料(6)」のとおり、企業によっては、接種希望者からの問合せに対して、自社の新型コロナワクチンを接種することができる医療機関の情報を個別に提供するための問合せフォームやコールセンターの仕組みを構築しているため、必要に応じてご活用くださいますようお願いいたします。

2. 定期接種における接種時期等について

2025/26 シーズンに係る季節性インフルエンザ及び新型コロナワクチンの供給及び留意 点等については、「季節性インフルエンザ及び新型コロナワクチンの供給等について」(令和7年9月19日付け医政産情企発0919第1号、感予発0919第1号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長連名通知)において、各ワクチンの円滑な流通について関係者との連携に努めるよう依頼したところです。

また、定期接種実施要領において、「インフルエンザの定期接種については、接種希望者がインフルエンザの流行時期に入る前(通常は 12 月中旬頃まで)に接種を受けられるよう計画を策定すること」としているほか、新型コロナワクチンの定期接種は、重症化予防を目的としており、これまで冬にかけて感染拡大が見られていること等から、秋冬に実施しています。

貴部局におかれましては、今冬の感染症の流行状況等に応じて、定期接種を受けることを希望される方が令和8年1月以降も適切に接種できるよう、医療機関等の貴管内関係者との連携に努めていただきますようお願いします。

3. 法に基づく副反応疑い報告制度について

法第12条第1項の規定に基づき、病院若しくは診療所の開設者又は医師(以下「医師等」という。)は、定期又は臨時の予防接種(以下「定期接種等」という。)を受けた者が、当該定期接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、その旨を厚生労働大臣に報告(以下「副反応疑い報告」という。)しなければならないこととされています。なお、この報告は、患者に予防接種を行った医師等以外の医師等も行うものとされています。

報告すべき症状については、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)において 副反応疑い報告基準が定められており、当該基準に掲げる症状が接種を受けてから一定の期 間内に確認された場合に、副反応疑い報告を行うこととされています。

厚生労働省では、この副反応疑い報告制度により、定期接種等が原因と疑われる症状の事例(以下「副反応疑い事例」という。)の情報を収集し、当該情報を踏まえて、定期接種等の実施の可否や公的関与の在り方等を判断するほか、接種を希望される方が正確な知識に基づいて安心して予防接種を受けることができるよう、安全性に関する情報提供を行っています。

各市区町村におかれましては、予防接種健康被害救済制度に基づく請求を受け付けたときには、当該請求に係る健康被害に関して副反応疑い報告がなされているかどうかについて確認し、副反応疑い報告がなされていなかった場合には、当該健康被害を診断した医師等に対し、副反応疑い報告制度の趣旨に鑑み、必要に応じて、当該報告の提出を促していただくようお願いいたします。

(参考)予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について(周知依頼)(令和5年10月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・医薬局医薬安全対策課事務連絡)

https://www.mhlw.go.jp/content/001162544.pdf

4. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種健康被害救済制度は、不可避的に生じてしまう予防接種後の健康被害について迅速な救済を行うための制度であり、定期接種等を受けた後に健康被害が生じた方については、制度の趣旨を踏まえ、適切に救済がなされる必要があります。

同制度に基づく申請を希望される方が円滑に手続を行うことができるよう、「予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について」(令和7年7月7日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、医政局医事課事務連絡)において、自治体及び医療機関における留意事項をお示しておりますので、引き続き、管内の医療機関に対して周知をお願いいたします。

(参考)予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して留意いただきたい事項について(令和7年7月7日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、医政局医事課事務連絡)

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001560748.pdf

5. 参考資料

(1) 新型コロナワクチン定期接種に関する情報提供資材(出典:厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_covid-19-resources.html

(2) 5社の新型コロナワクチンの被接種者向けガイド、医療従事者向け RMP 資材、被接種者向け RMP 資材等の掲載ホームページ(出典:独立行政法人医薬品医療機器総合機構)

製造販売業者	資料掲載ホームページ			
ファイザー株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341D			

モデルナ・ジャパン株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341E
第一三共株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341M
Meiji Seika ファルマ株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341P
武田薬品工業株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341G

(3) 新型コロナワクチンQ&A (出典:厚生労働省)

〈各モダリティの特性に係るQAの一例〉

○ mRNA (メッセンジャーRNA) ワクチンは新しい仕組みのワクチンということですが、 どこが既存のワクチンと違うのですか。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa.html#19

○ レプリコンワクチンは、どのようなワクチンですか。既存のmRNA ワクチンとどこが 違うのですか。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa.html#20

○ 組換えタンパクワクチンとはどのようなワクチンですか。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa.html#22

- (4) 定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/hukuhannou_houkoku/kanrentuuti.html
- (5) 予防接種健康被害救済制度について
 - ①厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyuusai.html

②リーフレット

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000912784.pdf

(6) 各社のワクチンが接種可能な医療機関について問合わせ可能な被接種者向けの情報提供ホームページ

製造販売業者	掲載ホームページ		
ファイザー株式会社	https://www.pfizer-covid19.jp/		
モデルナ・ジャパン株式会社	https://products.modernatx.com/jp/spikevax		
第一三共株式会社	_*		
Meiji Seika ファルマ株式会社	https://www.meiji-seika-pharma.co.jp/meiji-rep/for-public/		
武田薬品工業株式会社	https://www.takeda.co.jp/patients/coronavirus-vaccine/		

※第一三共社においては、医療機関情報の個別提供は行わない旨の報告を受けている。

季節性インフルエンザ及び新型コロナワクチンの定期接種に係る留意事項 (医療機関等に対して周知いただきたい事項)

1. 新型コロナワクチンの接種対象者に対する説明の際に留意すべき点

2025/26 シーズンの新型コロナウイルス感染症の定期接種には、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論を踏まえ、ファイザー株式会社、モデルナ・ジャパン株式会社、第一三共株式会社、Meiji Seika ファルマ株式会社及び武田薬品工業株式会社の5社から供給されている新型コロナワクチン(以下「5社の新型コロナワクチン」という。)を使用することとしております。

接種対象者に対する予防接種実施時の説明と同意については、定期接種実施要領において、「予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、定期接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとすること。」としております。

接種対象者に接種を行うにあたっては、予診時の有効性・安全性等の説明の際に、5 社の新型コロナワクチンのうちのいずれを用いて接種を行うのかを含めて適切に説明 いただきますようお願いいたします。

また、被接種者等への予診時の説明の際には、事務連絡の記の「4.参考資料」に掲載しているリーフレットや被接種者向けガイド、RMP(医薬品リスク管理計画)資材等を適宜ご活用くださいますようお願いいたします。

なお、自治体によっては接種券を配布している場合もありますが、接種対象者が接種 券を持たずに医療機関等を受診した場合においては、当該接種対象者に対し、接種券が なくともワクチン接種は可能である旨を説明していただくようお願いいたします。

2. 副反応疑い報告制度について

予防接種法第 12 条第 1 項の規定に基づき、病院若しくは診療所の開設者又は医師(以下「医師等」という。)は、定期又は臨時の予防接種(以下「定期接種等」という。)を受けた者が、当該定期接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知ったときは、その旨を厚生労働大臣に報告(以下「副反応疑い報告」という。)しなければならないこととされています。なお、この報告は、患者に予防接種を行った医師等以外の医師等も行うものとされています。

また、報告すべき症状については、予防接種法施行規則において副反応疑い報告基準が 定められており、当該基準に掲げる症状が接種を受けてから一定の期間内に確認された場 合に、副反応疑い報告を行うこととされています。

厚生労働省では、この副反応疑い報告制度により、定期接種等が原因と疑われる症状の 事例(以下「副反応疑い事例」という。)の情報を収集し、当該情報を踏まえて、定期接種 等の実施の可否や公的関与の在り方等を判断するほか、接種を希望される方が正確な知識 に基づいて安心して予防接種を受けることができるよう、安全性に関する情報提供を行っ ています。

予防接種を実施する医療機関等の医師等におかれましては、副反応疑い事例を知ったと きには、適切に副反応疑い報告を実施していただくよう、ご協力をお願いいたします。

(参考)予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について(周知依頼)(令和5年10月 27日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・医薬局医薬安全対策課事務連絡)

https://www.mhlw.go.jp/content/001162544.pdf

3. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種健康被害救済制度では、申請を希望される方が、受診証明書等の書類を、接種を受けた時点で住民票が所在する市町村に提出する必要があります。

医療機関(※1)におかれましては、制度の趣旨(※2)をご理解いただくとともに、申請を希望される方から受診証明書等の作成の相談があった場合は、円滑な申請が可能となるよう、受診証明書等の書類が、申請を希望される方の申請に係る症状又は疾病について当該医療機関を受診したことを示すもの等であることにご留意いただいた上で、必要な書類の作成にご協力をお願いいたします。

- (※1)必ずしも当該申請に係る予防接種を実施した医療機関であるとは限らず、申請に係る症状又は疾病に関して受診した医療機関を指します。
- (※2) 予防接種健康被害救済制度は、接種に係る過失の有無にかかわらず、迅速に幅広く救済することを目的としていることから、その救済の審査に当たっては、厳密な医学的因果関係までは求めておらず、また、予防接種と健康被害の因果関係については、国が設置する疾病・障害認定審査会において、個々の事例ごとに審査・判断するものであり、当該書類を作成する医療機関にご判断いただくものではなく、また、書類を作成いただいたことをもって、予防接種と健康被害の因果関係の証明を医療機関に求めるものではありません。なお、診断書については、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 19 条第 2 項の規定に基づき、正当な事由がなければ交付の求めを拒んではならないこととされているため、適切な対応をしていただきますようお願いいたします

4. 参考資料

(1) 新型コロナワクチン定期接種に関する情報提供資材(出典:厚生労働省) (別紙1) 下記 URL よりダウンロードいただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_covid-19-resources.html

(2) 5社の新型コロナワクチンの被接種者向けガイド、医療従事者向け RMP 資材、被接種者向け RMP 資材等の掲載ホームページ(出典:独立行政法人医薬品医療機器総合機構)

製造販売業者	資料掲載ホームページ
ファイザー株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341D
モデルナ・ジャパン株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341E
第一三共株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341M
Meiji Seika ファルマ株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341P
武田薬品工業株式会社	https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuDetail/GeneralList/631341G

(3) 新型コロナワクチンQ&A (出典:厚生労働省)

〈各モダリティの特性に係るQAの一例〉

○ mRNA (メッセンジャーRNA) ワクチンは新しい仕組みのワクチンということですが、 どこが既存のワクチンと違うのですか。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa.html#19

○ レプリコンワクチンは、どのようなワクチンですか。既存のmRNA ワクチンとどこが 違うのですか。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa.html#20

○ 組換えタンパクワクチンとはどのようなワクチンですか。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa.html#22

(4) 定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/hukuhannou_houkoku/kanrentuuti.html

- (5) 予防接種健康被害救済制度について
 - 1) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyuusai.html

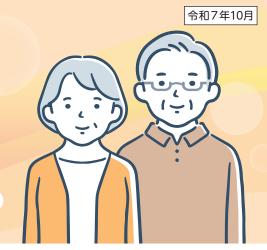
2) リーフレット

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000912784.pdf

65歳以上の方などを対象に

新型コロナワクチンの

定期接種を実施しています。



新型コロナウイルス感染症とワクチンについて

- ○新型コロナによって重症化する割合は、65歳以上の年代で高いため、この年代の方を対象に、10月から定期接種を実施しています。
- ○感染者で多く検出されているNB.1.8.1(ニンバス株) にも効果が期待されることが 報告されています。
- ○研究や調査方法の違いにより差があるものの、高齢者における新型コロナウイルス 感染症の重症化リスクはインフルエンザと同等かそれ以上という報告があります。

出典:https://www.mhlw.go.jp/content/1090000/001144459.pdf

○2024年の新型コロナによる死亡数は約36,000人であり、インフルエンザによる 死亡数の約2,900人を上回る数となっています。 出典:令和6年(2024)人□動態統計(確定数)



接種対象者

0

65歳以上の方

2 60~64歳_で

心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の周りの生活を極度に制限される方。

3 60~64歳で

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 の機能に障害があり日常生活が ほとんど不可能な方。

接種できる期間)

10月1日~翌年3月31日

注)自治体によって実施期間が異なる場合があるため、 詳細は、お住まいの市町村(特別区を含む。以下同じ) にお問い合わせください。

使用するワクチン

薬事承認で得られた有効性・安全性の知見を踏まえて、審議会(厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会)で評価し、定期接種において使用できることとしたものとして、以下のメーカーのワクチンが接種可能です。医療機関によって接種できるワクチンが異なる場合があるため、詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

〈今年度の定期接種で使用できるワクチン〉順不同

mRNAワクチン

組換えタンパクワクチン

- ・ファイザー社・モデルナ社 ・第一三共社
- •Meiji Seikaファルマ社(レプリコンワクチン*)

·武田薬品社

各ワクチンの特性等の詳細についてはこちら:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_qa.html ※レプリコンワクチンについて

レプリコンワクチンはmRNAワクチンの一つで、接種されたmRNAが細胞内で一時的に複製されるように設計されています。他のmRNAワクチンに比べてウイルスのタンパク質が作られる時間が長く、より強く免疫が誘導され、抗体の持続期間が長いことが確認されています。mRNAの複製は一時的なものであり、無限にウイルスのタンパク質が作られることはなく、これまでに、レプリコンワクチンを受けた方から他の方にワクチンの成分が伝播するという科学的知見はありません。



他のワクチンとの同時接種

新型コロナワクチンは、インフルエンザワクチンや帯状疱疹ワクチン、 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンと同時接種が可能です。



ワクチンの効果

- ○新型コロナワクチンは、有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究において、新型コロナによる入院などの重症化を予防する効果が報告されています。
- ○2024/25シーズン(令和6年秋冬の接種)において用いられたJN.1系統対応ワクチンの効果として、新型コロナウイルス感染症による入院を約45~70%程度予防した等の報告が国内外でなされています。

出典: VERSUS Study第12報(2025)、MMWR.2025;74:73-82、Nat Commun. 2025;16:4033

ワクチンの安全性

各社のワクチンについて、以下のような副反応が報告されています。また、頻度は不明ですが、重大な副反応 として、mRNAワクチンについては、ショック、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎、が知られており、組換え タンパクワクチンについては、ショック、アナフィラキシーが知られています。

発現割合	症状						
	ファイザー社	モデルナ社	第一三共社	Meiji Seikaファルマ社	武田薬品社		
50%以上	痛み*1、疲労、頭痛	痛み**1、疲労、頭痛	痛み*1、倦怠感	痛み*1	痛み**1、疲労、 筋肉痛、頭痛		
10%以上 50%未満	筋肉痛、悪寒、 関節痛、発熱、 下痢、腫れ*1	筋肉痛、悪寒、関節痛、吐き気・嘔吐、 リンパ節の腫れや 痛み、発熱、腫れ*1、 しこり*1、赤み*1	熱感*1、腫れ*1、 赤み*1、かゆみ*1、 しこり*1、頭痛、発熱、 筋肉痛	倦怠感、頭痛、悪寒、 筋肉痛、関節痛、 発熱、めまい、腫れ*1、 しこり*1、赤み*1	倦怠感、関節痛、 吐き気・嘔吐		
1%以上 10%未満	赤み*1、リンパ節の腫れや痛み、嘔吐、疼痛	痛み*²、腫れ*²、 赤み等*²	赤み*²、腫れ*²、かゆみ*²、 熱感*²、しこり*²、痛み*²、 リンパ節の腫れや痛み、 発疹、腋の痛み	かゆみ*1、下痢、 吐き気、嘔吐	腫れ*1、しこり*1、 赤み*1、発熱、四肢痛		

各社の添付文書より厚労省において作成 ※1 ワクチンを接種した部位の症状 ※2 接種後7日以降のワクチンを接種した部位の症状

定期接種を受ける方法・費用

- ○定期接種はお住まいの(住民票のある)市町村(特別区を含む)で実施されます。
- ○接種を受ける場所や費用についての詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

予防接種健康被害救済制度について -

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込むときは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」のページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン

|検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

事 務 連 絡 令和7年10月21日

都道府県 指定都市 中 核 市

介護保険担当主管部(局)御中

厚生労働省健康·生活衛生局感染症対策部予防接種課 厚 生 労 働 省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課 厚 生 労 働 省 老 健 局 老 人 保 健 課

季節性インフルエンザ感染症及び新型コロナウイルス感染症に係る 定期の予防接種について(周知依頼)

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめ、高齢者施設等における感染症への対応 につきまして、日々ご尽力を賜り重ねて御礼申し上げます。

季節性インフルエンザ感染症及び新型コロナウイルス感染症の予防接種は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種(以下「定期接種」という。)として、本年も各医療機関等で順次接種が可能となっています。

厚生労働省では、別紙1のとおり「季節性インフルエンザ感染症及び新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種の実施にあたっての留意点等について(依頼)」(令和7年10月21日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、厚生労働省医薬局医薬安全対策課事務連絡)において、定期の予防接種の実施にあたっての留意点等を整理し、各都道府県、市町村、特別区衛生主管部(局)宛に事務連絡を発出したところです。

新型コロナワクチンは、重症化予防効果が比較的長時間持続することから、重症化予防を接種の主な目的として 65 歳以上の方等を対象に定期接種を実施しています。なお、新型コロナウイルス感染症で基幹定点医療機関に入院した患者は 60 代で約4,800人、70代で約13,000人、80歳以上で約27,000人となっており(※)、80歳以上の年代で特に入院する方が多い傾向にあります。このように、高齢者は重症化リスクが高く、年齢が高いほど疾病負荷が高いことから、高齢者施設等の入所者等への定期接種の機会の確保が重要と考えられます。

つきましては、貴部局におかれましても定期接種の対象となっている入所者等がワクチンの接種を希望される場合に、その機会を逸することのないよう、別紙の情報提供資材等をご活用いただき、対象者等への周知にご協力いただくよう貴管下の市町村及び高齢者施設等への周知を徹底いただくようお願いいたします。

(※) 新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料(発生状況)2025年(2024年12月30日~2025年9月

28 日)

- ○新型コロナワクチン定期接種に関する情報提供資材一式(出典:厚生労働省) 下記リンク先又は二次元コードからダウンロードができます。
 - ・厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンの情報提供資材について」

